

大和市国土強靱化地域計画【概要版】

計画策定の趣旨等

●計画策定の趣旨

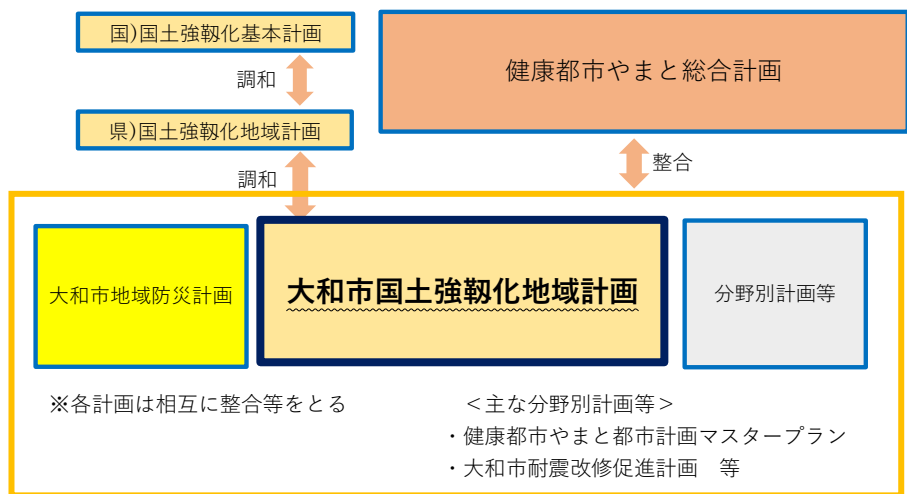
国土強靱化とは、災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。

こうした考え方のもとに国では、平成 25 年に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定するとともに、平成 26 年に「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）を策定しました。また、神奈川県は、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「神奈川県国土強靱化地域計画（平成 29 年 3 月）」（以下、「県地域計画」という。）を策定しました。

これらの国、県の動きを受け、本市においても、都心南部直下地震等の大規模地震の発生や、激甚化する台風、局所的な集中豪雨等による河川氾濫、土砂災害等の大規模自然災害が発生した場合でも、本市が機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう、本市の強靱化に関する指針となる大和市国土強靱化地域計画（以下「市地域計画」という。）を策定するものです。

●計画の位置づけ

市地域計画は、基本法第 13 条に基づいて策定する計画であり、大和市においては、市政運営の根本となる「健康都市やまと総合計画」を最上位としつつ、大和市地域防災計画や各分野別計画との整合等を図る計画として位置づけることとします。



計画概要

市地域計画は、国が進める国土強靱化の考え方に基づき、公共施設の保全・更新や、地域活動の支援など、強靱化につながる平時からのハードとソフトの市の取組を幅広く位置付けた都市づくりの方向性を示す計画です。大規模自然災害に備えるという基本計画の趣旨を踏まえ、次の自然災害を想定します。

【想定する大規模災害】

地震、地震火災、火災、風水害（豪雨、洪水等）、崖崩れなどの自然災害

基本法第 14 条において、市地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないと規定されており、基本計画や国が示す国土強靱化地域計画策定ガイドラインを参考に、次の流れで計画を策定しました。

●計画策定の流れ

- ① 地域の強靱化に関する4つの「基本目標」を設定
- ② 基本目標を具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を設定
- ③ 起きてはならない最悪の事態を想定した「リスクシナリオ」を設定
- ④ リスクシナリオごとに「脆弱性評価」を実施
- ⑤ リスクを回避するための対応方針や取組の方向性について検討・整理

●計画の内容

① 基本目標

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

| ② 事前に備えるべき目標 | | No. | ③ リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態) |
|--------------|---|-----|--|
| 1. | 直接死を最大限防ぐ | 1 | 1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 2 | 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 |
| | | 3 | 1-3 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生 |
| 2. | 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する | 4 | 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 5 | 2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 6 | 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 |
| | | 7 | 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 8 | 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 |
| | | 9 | 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 |
| 3. | 必要不可欠な行政機能は確保する | 10 | 3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化 |
| | | 11 | 3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4. | 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する | 12 | 4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止 |
| | | 13 | 4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| | | 14 | 4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 |

| | | | |
|----|---|----|--|
| 5. | 経済活動を機能不全に陥らせない | 15 | 5-1 エネルギー供給の停止等による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 |
| | | 16 | 5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 |
| | | 17 | 5-3 食料等の安定供給の停滞 |
| 6. | ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる | 18 | 6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 19 | 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | | 20 | 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | | 21 | 6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 7. | 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない | 22 | 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 23 | 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺 |
| | | 24 | 7-3 有害物質の大規模拡散・流出 |
| | | 25 | 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 8. | 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する | 26 | 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 27 | 8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 |
| | | 28 | 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 29 | 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 30 | 8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |

④ 脆弱性評価

国土強靱化の推進を図る上で必要な対策を明らかにするため、想定されるリスクに対する脆弱性の評価を実施（リスクシナリオごとの脆弱性評価結果は、計画書本編を参照下さい）。

⑤ 取組の方向性

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための対応方針や取組の方向性を検討。対応方針や取組の方向性等を抜粋し、次のとおり示します。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための対応方針・取組の方向等（抜粋）

表の見方

② 8つの事前に備えるべき目標を記載しています

③ 30のリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を記載しています

⑤ リスクシナリオを回避するため対応方針や取組の方向等の概要を記載しています。

●：対応方針

➤：取組の方向等

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 地震による建築物の倒壊等の被害を防ぐため、建築物の耐震化や施設等の長寿命化を促進します
 - 住宅民間施設の耐震化、緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化、公共施設の耐震化・長寿命化、ブロック塀等の倒壊・落下物対策
- 防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。
 - 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織・消防団等への支援、要配慮者等への支援、救護活動の普及支援

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 住宅が密集した地域や都市基盤が不十分な地域については、都市計画に基づく事業の実施や誘導により安全な都市空間の形成を目指します。
 - 災害に強い計画的な市街地の形成
- 大規模火災・延焼による被害を軽減するために、住環境の整備、防災空間の確保、周知を図ります。
 - 地域の住環境の改善、建築物の不燃化の促進、延焼被害の軽減、幹線道路の整備推進、道路の防災機能強化、公園や緑地・樹林地等の活用、オープンスペース等を活用した避難場所の周知と避難に向けた誘導等
- 防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。
 - 防災マップ等を活用した災害リスク等の周知・啓発、防災訓練の実施、自主防災組織・消防団等への支援、スタンドパイプ消火資機材による初期消火活動支援、要配慮者等への支援、救護活動の普及支援
- 火災などの被害を最小限にするため、迅速かつ効果的、効率的な活動を行うために、消防力の整備強化に努めます。
 - 消防力等の整備の推進、消防職員の育成及び消防活動の充実、消防機関の施設等の整備、消防団員の育成及び消防活動の充実、消防団施設等の整備
- 災害発生時に必要となる情報を円滑に収集・伝達できるよう、既存通信手段の維持と新たな情報通信手段への対応を図ります。
 - 情報収集・伝達手段の維持強化

1-3 大規模な風水害・土砂災害等による多数の死傷者の発生

- 河川氾濫・内水氾濫の防止を図るため、河川改修や排水施設の整備をすすめます。また、土砂崩れ等による被害を防ぐための安全対策を実施します。
 - 河川氾濫の防止、内水氾濫の防止、土砂災害等防止対策の実施
- 保水機能など多面的な環境保全機能を維持するために、緑地や農地等の保全を図ります。
 - 地域における緑の保全、農地の保全、農業経営の支援、農業の管理運営
- 災害に関する公助の取組を計画的に行います。また、災害発生時に必要となる情報を円滑に収集・伝達できるよう、既存通信手段の維持管理と新たな情報通信手段への対応を図ります。
 - 地域防災計画に基づいた災害対策活動の実施、情報収集・伝達手段の維持強化
- 防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。(1-1 再掲)

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資・エネルギー供給の停止に備え、備蓄等の確保を図るとともに、多様で持続可能なエネルギーの活用を推進します。
 - 食料・飲料水・生活必需品等の確保、災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用、自立分散型エネルギーの導入促進、応援に係る協定の締結

2-2 消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 救助・救急活動を担う消防力の整備強化を図ります。
 - 消防力等の整備の推進、消防職員の育成及び消防活動の充実、消防機関の施設等の整備、消防団員の育成及び消防活動の充実、消防団施設等の整備
- 広域的な応援・連携により、十分な体制の確保を図ります。
 - 広域応援体制の確保

2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 鉄道事業者、警察、事業者などの関係機関と連携し、帰宅困難者対策を実施します。また、一時滞在施設として民間施設を活用するなどの検討を行います。
 - 関係機関との連携による帰宅困難者対策の実施、一時滞在施設の確保、食料・飲料水等の確保

2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

- 災害拠点病院としての市立病院の医療機能充実を図ります。
 - 市立病院の医療機能充実と災害医療体制の整備
- 災害が発生した場合でも、市民に適切な医療を提供できる体制を整えます。
 - 初期医療体制の整備、救急救命対応力の充実・強化、後方医療体制等の整備、医薬品等の確保
- 災害時の医療活動を実施する上で必要なエネルギーの確保に努めます。
 - 燃料の備蓄、応援に係る協定の締結

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 日頃から保健・衛生にかかわる体制を整え、災害時における疫病・感染症等の拡大防止を図ります。
 - 防疫活動・保健活動体制の整備
- 市立病院の医療機能充実を図り、感染症等の蔓延時においても適切な対応が行えるよう医療体制の整備を図ります。
 - 災害医療体制の整備
- 感染症対策等を踏まえた、避難所運営体制の見直しを図ります。
 - 大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し、避難所における備蓄品の整備

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 平時より保健・衛生にかかわる体制を整えます。
 - 保健・衛生体制の整備
- 避難所における衛生面、プライバシー等に配慮した生活環境の改善を図ります。
 - 大和市避難生活施設運営マニュアルの見直し、避難所等における衛生用品・資機材等の整備

事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化

- 災害発生時における治安を維持するために、平時から地域における防犯力の強化を図ります。
 - ▶地域における防犯活動の促進、防犯に優れた環境づくり

3-2 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 災害対策を円滑に推進するため、災害対策の拠点となる建築物の耐震化や施設等の長寿命化を促進します。
 - ▶公共施設の耐震化・長寿命化
- 市の災害対策の体制を整えると同時に、他の地方公共団体等と相互応援協定を締結するなど体制の強化を図ります。
 - ▶市災害対策本部を中心とする災害時の体制の整備、広域応援の受入体制の強化

事前に備えるべき目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 災害に関する情報の収集及び伝達、並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信設備を最大限に活用するとともにその機能の確保や新たな通信手段の整備など、通信体制の強化を図ります。
 - ▶現有通信施設の活用と新たな通信手段の整備による通信体制の強化、特設公衆電話の設置、無電柱化の推進

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 市民への情報伝達手段の多様化を図り、迅速かつ正確に情報提供を行います。
 - ▶通信手段の多様化
- 防災関係機関等と連携を強化し、多様な伝達手段により市民に正確かつ迅速に情報を伝達する災害広報を展開します。
 - ▶災害広報の展開

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 災害に関する情報の収集及び伝達、並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に実施するため、現有通信設備を最大限に活用するとともに、その機能の確保と整備を推進するなど、通信体制の強化を図ります。また、必要に応じ現地からの情報収集を実施できるよう、ドローン等の活用を図ります。
 - ▶現有通信施設の活用と新たな通信手段の整備による通信体制の強化、特設公衆電話の設置、無電柱化の推進、ファットバイクやドローン等の維持整備
- 市民への情報伝達手段の多様化を図り、迅速かつ正確に情報提供を行います。(4-2 再掲)
- 防災関係機関等と連携し、多様な伝達手段により市民に正確かつ迅速に情報を伝達する災害広報を展開します。(4-2 再掲)
- 防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。(1-1 再掲)

事前に備えるべき目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 エネルギー供給の停止等による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とするよう企業における予防対策を促進します。
 - 事業者におけるBCP策定の促進
- 地域経済の復興支援として、災害時における被災事業者の企業活動等を維持するための支援を行います。
 - 企業活動維持のための支援、農業者に対する支援

5-2 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

- 物流・人流への影響を最小限にとどめるため、災害に強い幹線道路網の整備や公共交通機関等の事業者との連携強化を図ります。
 - 幹線道路の整備推進、道路の防災機能強化、鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保
- 関係機関と連携して緊急輸送道路の確保を図ります。
 - 緊急輸送道路の確保、道路啓開・交通規制体制の整備

5-3 食料等の安定供給の停滞

- 市、家庭、事業所等各所において備蓄を図ります。
 - 食料・飲料水・生活必需品等の確保
- 災害時における他自治体、事業者との連携強化を図ります。
 - 応援に係る協定の締結、
- 災害時における物資の受入れ・供給体制を確立します。
 - 物資受入れ・供給体制の確立

事前に備えるべき目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

- 災害時に必要なエネルギーを供給するために、多様で持続可能なエネルギーの活用を推進します。
 - 災害時でも活用できる再生可能エネルギーの活用、自立分散型エネルギーの導入促進
- 避難所等へ電力を安定的に供給するため、非常用発電機の設置・維持管理を適切に実施します。
 - 非常用発電機の設置・維持管理
- 災害時に必要な燃料を確保するため、他自治体や事業者との協定締結を進めます。
 - 応援に係る協定の締結

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

- 飲料水の備蓄、応援協力体制の強化、応急給水体制の強化等を行い、災害時における飲料水や生活水の確保に努めます。
 - 食料・飲料水・生活必需品等の確保、応援に係る協定の締結、給水機能の確保、応急給水体制の強化

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進など、災害時における汚水処理機能の維持強化を図ります。
 - 下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 物流・人流への影響を最小限にとどめるため、災害に強い幹線道路網の整備や公共交通機関等の事業者との連携強化を図ります。
 - 幹線道路の整備推進、道路の防災機能強化、鉄道やバスなどの公共交通機関の運行確保
- 警察などの関係機関と連携して緊急輸送道路の確保を図ります。
 - 緊急輸送道路の確保、道路啓開・交通規制体制の整備

事前に備えるべき目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 大規模火災・延焼による被害を軽減するために、住環境の整備、防災空間の確保、周知を図ります。(1-2 再掲)
- 火災予防に関する広報や住宅の防火対策を推進するとともに、多数の者が利用する特定建築物や防火対象物については、点検・審査などにより出火予防や防火対策を実施します。(1-2 再掲)
- 防災・減災に対する自助・共助の取組を推進し、災害発生時に地域で自主的に防災活動が行えるよう支援します。(1-2 再掲)
- 火災などの被害を最小限にするため、迅速かつ効果的、効率的な活動を行うために、消防力の整備強化に努めます。(1-2 再掲)
- 災害発生時に必要となる情報を円滑に収集・伝達できるよう、既存通信手段の維持と新たな情報通信手段への対応を図ります。(1-2 再掲)

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

- 道路閉塞を防ぐために、沿線・沿道施設の耐震化や公共建築物等の長寿命化等を促進します。
 - 住宅民間施設の耐震化、緊急輸送道路等の重要道路に接する建築物の耐震化、公共施設の耐震化・長寿命化
- 緊急輸送道路の確保、道路啓開の実施、ブロック塀等の倒壊や落下物対策を実施することにより、道路交通の確保を図ります。
 - 緊急輸送道路の確保、道路啓開・交通規制体制の整備、ブロック塀等の倒壊・落下物対策

7-3 有害物質の大規模拡散・流出

- 危険物施設における予防対策を推進するため、審査や検査を行います。また、危険物漏えいの際の応急対策が適切にとれるように指導を行うなど、安全対策を推進します。
 - 危険物施設等の予防対策、危険物施設等の応急対策

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

- 農地や森林等が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など環境保全機能を維持するため、農地や森林等の適正な保全、活用を図ります。
 - 地域における緑の保全と整備、農地の保全、農業経営の支援、農業の管理運営、環境保全意識の高揚、環境保全活動への支援、環境に配慮した設備設置者への支援、計画的な環境の保全

事前に備えるべき目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 大量の災害廃棄物の発生に備え、環境管理センターの機能維持や、国、県及び民間事業者団体等と連携することにより、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理します。また、災害廃棄物処理に係る計画を策定します。
 - ▶環境管理センターの機能の維持、災害廃棄物処理対策の推進、災害廃棄物収集体制の確保、災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の確立

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 迅速な復旧復興に向けて平時から地域のまちづくりを担う人材の確保を図ります。
 - ▶人的資源の確保、市民の参加による復旧

8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

- 浸水の被害を最小限に抑えるため、河川改修、排水施設の整備等を行います。また、浸水被害発生時に復旧を円滑に進めるため、平時から地籍調査を推進します。
 - ▶河川氾濫の防止、内水氾濫の防止、地籍調査の推進

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

- 地域の特色ある文化財や環境的資産について、平時は調査、研究、記録作成等を実施し、必要な保護措置をとります。被害が発生した場合には、調査記録等をもとに保全または復旧を図ります。また、日頃から地域コミュニティと連携した文化の継承、市民の理解と関心を高めるための取組等を行い、災害による文化の衰退を防ぐよう努めます。文化財関連施設については、機能が災害で低下しないよう耐震化や長寿命化に努めます。
 - ▶地域に所在する文化財や環境的資産に対する調査・研究・収集及び保存対策の実施、地域コミュニティと連携した文化の継承、文化財や環境的資産に対する市民の理解と関心を高めるための普及・活用事業の実施、文化財関連施設の耐震化・長寿命化、住民のコミュニティ活動の支援

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

- 仮設住宅等の建物建設に係る用地確保、地籍調査、被災者支援等の復興対策に係る事前の取組を推進します。
 - ▶用地確保の推進、地籍調査の推進、復興まちづくりの体制整備、被災者への支援体制の整備

計画の推進・見直し

本計画の取組は、全庁的な体制の下で推進していく必要があります。また、国、県、関係団体、民間事業者、市民等との連携・協働を進めることが非常に重要であるため、平時から様々な取組を通じた関係構築を進めるとともに、効果的な施策の実施に努めていきます。

本市の総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画や県地域計画の見直し、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、概ね5年を目安に見直しを行い、必要に応じて改訂を行います。

●お問い合わせ

大和市市長室危機管理課

〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1丁目1-1

電話：046-260-5728

FAX：046-261-4592